

『休日預かり事業』利用手順

日曜日、祝日に仕事等の家庭の都合で子どもを保育することができない場合、一時的にお子様を預かり、保育を行う『休日預かり事業』を利用できます。

※賀茂保育園やみささこども園で行う『一時預かり保育』とは、内容が異なります。

○実施場所 社会福祉法人敬仁会 ババール園
(倉吉市山根 425 - 3 電話：0858 - 26 - 0211)

○対象児童 以下の条件を全て満たす児童であること

- ・倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町のいずれかに住所がある。
- ・利用する日に、生後2か月～小学校就学前までの児童。

さらに、『一時預かり』と『休日保育』とでは、それぞれ異なる条件が付け加えられます。

一時預かり (休日・祝日)

- ・家庭での保育が一時的または断続的に困難である。
- 例：保護者の就労、ボランティア活動、冠婚葬祭、病気、出産、家族の看護、学校等の行事参加 など、理由は問わない。

休日保育

- ・児童が2号または3号認定を受けて、保育施設に入所している。
- ・保護者のいずれもが日曜または祝日に就労しているため、家庭での保育ができない。
(保護者全員の、休日等の就労を証明する「就労証明」を要す)

○実施日 日曜日、祝日 (詳しくはババール園にお確かめください)
利用できる時間は、ババール園の開所時間内です。
ただし、『休日保育』の場合、次の条件も付け加えられます。

- ①休日保育を使う週は、保育施設利用の利用日数が、休日保育当日を含め、必ず6日以内。(週に1日は、どの保育施設も使わない日がある)
- ②利用可能時間は、認定の範囲内(認定のとおり、標準時間または短時間)まで。

○利用手順

一時預かり
(休日・祝日)



- ①【登録】 「利用申請書」を三朝町（子育て健康課）に提出。
(併せて子どもの状況を聞き取りします)
- (決定) 申請内容審査後、「利用決定通知書」を送付。
※利用当日、ババール園に提示してください。
- ②【利用申込】 利用したい日の2週間前までに、ババール園へ
直接連絡をしてください
※登録済みのため、2回目からは①を省略。
- ③【利用】 当日、ババール園に子どもを連れて行きます。
「利用決定通知書」を園に提示します。
※やむを得ない事情がある場合は、空き状況により対応
しますが、原則、事前申し込みがない場合にはお受け
できません。
- ④【料金支払】 保護者からババール園に、直接支払います。

休日保育

- ①【登録】 「利用申込書」と、
保護者全員の「休日・祝日の就労を証明する書類」
の2種類を、三朝町（子育て健康課）に提出。
- (決定) 申請内容審査後、「利用決定通知書」を送付。
※利用当日、ババール園に提示してください。
- ②【利用申込】 利用したい日の2週間前までに、ババール園へ
直接連絡をしてください。
※登録済みのため、2回目からは①を省略。
- ③【利用】 当日、ババール園に子どもを連れて行きます。
「利用決定通知書」を園に提示します。
※やむを得ない事情がある場合は、空き状況により
対応しますが、原則、事前申し込みがない場合には
お受けできません。



○利用料金 休日預かり事業の利用料は、次のとおりです。

一時預かり 2,500円/日 (生活保護世帯は無料)	休日保育 無料 (通常の保育料に含まれる) ※週の出席日合計6日以内が必須
---	---

○準備するもの

(全員)

- ・着替え
- ・歯ブラシ
- ・弁当(離乳食等)
- ・おしぼりタオル
- ・手拭きタオル(1枚)
- ・掛け布団、敷布団(1組)
- ・ナイロン袋(3枚。汚れ物入れ)
- (必要に応じて)
- ・食事用エプロン
- ・布おむつや紙おむつ(いつも使っているもの)
- ・おしり拭き

※お子様の持ち物には名前を書いてください。

※洗濯物や使用済みのおむつも、ご家庭にお持ち帰りください。



休日預かりに関するお問合せ先

- ・三朝町子育て健康課(☎0858-43-3520)
- ・ババール園(☎0858-26-0211)